

令和7年度第1回浜松市行政区画等審議会会議録

- 1 開催日時 令和7年7月1日（火） 午後2時から午後2時40分
- 2 開催場所 浜松市役所 本館8階 第3委員会室
- 3 出席状況 委員 伊藤徳江、内田真一、鈴木純哉、野澤英子
藤井康幸、間宮年弘、横田みどり、飯野晃司
事務局 木下課長、鈴木専門監、渡邊主幹
佐藤副主幹、櫻田
- 4 傍聴者 0人
- 5 議事内容 (1) 会長の選任について
(2) 副会長の選任について
(3) 浜松市長からの諮問に対する答申について
中央区江之島町及び中田島町にあらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について
- 6 会議録作成者 文書行政課総務統計グループ 櫻田
- 7 記録の方法 発言者の要点記録
(会議録作成用の録音データは会議録作成後に廃棄済)

8 会議記録

1 開会

事務局

- ・総務部長挨拶
- ・委員の紹介
- ・審議会の概要説明
- ・傍聴の許可について

2 議事

(1) 会長の選任について

鈴木純哉委員を会長へ選任

(2) 副会長の選任について

伊藤徳江委員を副会長へ選任

(3) 浜松市長からの諮問に対する答申について

中央区江之島町及び中田島町にあらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について

<事務局説明>……諮問書に基づき説明

鈴木会長

諮問書の内容について、何か質問及び意見はあるか。

飯野委員

資料4の意見書は、資料2-2の地図のどの部分に当たるか。

事務局

資料2-2の青色の区域が、資料4の右側の中田島自治会の意見書に記載された場所である。同様に資料2-2の灰色の部分は、資料4の左側の江之島町自治会の意見書に記載の部分を示す。

間宮委員

公園等には誰も住んでいないが、小字を決める必要があるのか。

事務局

当該土地については、現在も、法律上は川が流れていることとなっている。県が廃川手続を行うに当たり、場所を特定するため字が必要となる。

野澤委員

川が流れている状態とはどういうことか。

事務局

法律上（公図上）は川であるということである。

内田委員

もともと、資料2-2の青色と灰色の部分は川であったということか。

事務局

御認識のとおり。

内田委員

資料2-2の江之島町と記載のある部分は、離れ島のような状態で残っていたということか。

事務局

江之島町と記載されている部分は、かつては東側と陸続きになっていた。

内田委員

資料2-2の赤枠部分を埋め立てて、資料右側にある現在の芳川を開通したということか。

事務局

御認識のとおり。津波対策のために川の流れをまっすぐにした方が良いという理由だと思料される。

また、資料2-2の「みやまえ」より右に白山神社が表示されているが、当時は地続きで当該神社の前の土地だから「みやまえ」と呼ばれていた。現在は川で寸断されているので、「みやまえ」は馴染まない自治会より御意見をいただいている。

答申について

<事務局説明>……答申案を説明

答申案「諮問の内容について審議した結果、適切であると認めます。」

鈴木会長

答申案について意見や質問はあるか。

横田委員

今回どの範囲まで小字を定めるのか。

鈴木会長

資料 2-2 の赤枠部分が、今回検討する範囲である。

横田委員

資料 2-2 の赤枠外の土地は、すでに小字はあるということか。

事務局

御認識のとおり。

横田委員

資料 2-2 の赤枠内は、公園が整備されているにも関わらず小字や番地がないのか。そういったことが今回判明したので、小字を定めることとなったのか。

事務局

御認識のとおり。資料 2-2 の赤枠内は、現在無番地の土地である。公図上は水という表記になっている。

横田委員

この土地は、売却するのか。

事務局

法律上は河川であるので、基本的には国有地であるが、廃川手続をすると、国または河川管理者の都道府県に帰属することとなる。

そのため、浜松市が当該地を所有しているわけではない。

飯野委員

念のため町境や字境を公図と確認しておくが良い。根拠資料として旧公図（和紙公図）があれば参考になる。

また、各自治会の意見と一致するところの裏付けにもなる。

当該土地は、法律上は河川区域内であるため、土地の所有権が未確定の状態である。所有者でない浜松市が字境や町境を決定することとなるので、こうした資料があればよりどころとなる。

鈴木会長

事務局は、意見のあったとおり、旧公図等を根拠資料として確認しておいていただきたい。

それでは、答申案により答申としていくことでよろしいか。

（異議なし）

3 その他

事務局

- ・今後の審議会について

4 閉 会